

平成 26 年度財務諸表の確認について

1 提出書類

確認事項	確認結果
(1) 必要な書類の提出（法第 34 条・規則第 10 条） ① 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書） ② 添付書類（事業報告書、決算報告書、監事の意見）	すべての書類について、提出されていることを確認した。
(2) 提出期限の遵守（法第 34 条） 財務諸表及び添付書類の提出が当該事業年度の終了後 3 月以内	平成 27 年 6 月 24 日に財務諸表等を受理した。

2 財務諸表の整合

確認事項	確認結果
(1) 事業年度の整合性（法第 32 条） 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日	事業年度について、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日であることを確認した。
(2) 「地方独立行政法人会計基準」の整合（法第 34 条） ① 表示科目、会計方針、注記等の遺漏の確認 ② 計数の整合（合計等の基本的な計数の整合） ③ 書類相互間における数値の整合（主要表と附属明細書など書類相互間の整合）	① 表示科目、会計方針、注記等の遺漏がないことを確認した。 ② 合計等の基本的な計数について整合していることを確認した。 ③ 主要表と附属明細書等、書類間の数値について、整合していることを確認した。

3 監事の意見

確認事項	確認結果
財務諸表の承認にあたり考慮すべき監事の意見(法第 34 条)	監事の監査報告書は適正意見表示であり、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はなかった。

4 運営費負担金

確認事項	確認結果
運営費負担金に係る会計処理の適正	進行基準に応じ、適正に収益化されていることを確認した。

5 その他法の遵守

確認事項	確認結果
(1) 利益及び損失の処理等の遺漏の有無（法第 40 条及び第 84 条）	利益の処分について遺漏のないことを確認した。
(2) 短期借入金の限度額超過の有無（法第 41 条）	短期借入金については、限度額超過がないことを確認した。
(3) 加古川市からの長期借入金以外の長期借入金の有無（法第 41 条）	長期借入金はすべて加古川市からであることを確認した。
(4) 余裕金の不適切な運用の有無（法第 43 条）	余裕金の運用について、不適切な運用がないことを確認した。
(5) 重要な財産の不適切な処分等の有無（法第 44 条）	重要な財産の処分がないことを確認した。

※「法」 …地方独立行政法人法

「規則」 …地方独立行政法人加古川市民病院機構の業務運営等に関する規則